

令和5年度 町内会・自治会活動応援補助金 質問と回答

市民文化局から回答があったものを掲載しております。

質問	回答
公園愛護活動後に参加者に対して、例えばキッチンカーを外部から呼んで、冷たい飲み物を振る舞うイベントを企画する場合には、補助対象となるのか。	ご質問のようなイベントでの飲み物代であれば茶菓代として対象となると考えます。
高齢化により班長経由で回覧物を配布するのが負担となっているため、町会の回覧物をポスティングのような形で業者へ委託したいと考えている。その場合には補助対象となるのか。	補助対象経費6（2）として対象となります。
町会としてラジオ体操を実施する。一日あたり100名の参加を見込み三日間開催する場合、参加促進物品を購入する場合の計算方法を教えてほしい。	「一日あたりの参加者見込み人数（質問のケースでは100名）×200円（参加促進物品の購入費基準額）×開催日数（質問のケースでは3日間）」として計算し、補助対象経費を算出します。
地域のパトロール（昼と夜の部）を年間通じてかなりの回数実施しているが、それに係るお菓子やお茶代は対象になるのか。	補助対象経費になります。
補助対象経費として認められる会議（公益的な活動について検討及び意思決定を行う会議）を開催する場合に、会議室の使用料として川崎市の施設である総合自治会館を借りた場合の使用料は対象となるのか。	補助対象経費になります。
こども会のクリスマス会のプレゼントをメルカリで購入した。ただ、領収書が発行されないため、購入したことがわかるものを提出したが、昨年度は役所から領収書として認められないという理由で申請が却下されたと聞いた。今年度も同様の取り扱いか。	取り扱いは今年度も同様です。購入したことがわかる書類ではなく、支出を証する書類（領収書等）が必要となります。
総会を開催した。その際に公益的な活動について検討及び意思決定を行った場合には総会に係る資料も補助対象となるか。	補助対象経費となります。
領収書の取り扱いについて、発行者が有効なものとする場合には押印不要とあるが、説明が抽象的過ぎる。	不要な場合とは、発行者が内部規定として押印を不要としている場合や領収書に押印なきものも有効と記載がある場合などが挙げられます。